

## 勤務時間中に「社友会主催 2020年度決算説明会」の集約 を会社パソコンを使用していた 事実が発生！！



先日、地本へ『社友会主催の2020年度決算説明会の開催について』というメールが勤務時間中に送信されている」という声が寄せられました。会社パソコンで勤務時間中に『社友会』のメールをすることは、『執務の厳正』に関わる事象です！

過去に他地本でも議論され、「勤務時間中に業務外のことはよくない」ことは確認しています！

会社のパソコンで勤務時間中に社友会の活動のメールを行っているのは認められるのか議論し、会社のパソコンは業務に関して使うもの、勤務時間中に業務外のことはよくない。そのようなことがあれば注意していくことを確認しました。

### 緑の風 FAX版 NO. 9 2019年8月7日 JR東労組



#### 不当労働行為の撲滅に向けて

JR東労組第38回定期大会において、不当労働行為に抗するたがいは一人ひとりの組合員の強化を基礎に、12地本の統一闘争として職場から築き上げていくことを決定しました。  
大宮地本では、職場のたたかいを積み上げ、団体交渉で事象を具体的に指摘して会社の回答を引き出し、不当労働行為撲滅に向けて前進しました！

#### 大宮地本申第24号の団体交渉における確認事項

- 一部管理者からの不当労働行為と誤解・誤認される行為が明らかになり、不当労働行為はあってはならないという労使共通認識の元、不当労働行為を発生させないため、現場への指導内容を具体的に協議し、以下の4点を確認しました。
- 組合の脱退や加入に関して管理者は関与しない
- 社員から相談を受けたとしても、組合の脱退や加入は個人の判断と返す
- 管理者から「組合についてどう思っているのか」等の話をすることはあってはならない
- 管理者の立場で組合に関する批判など主観を述べることは正さず正しく

労働協約に則り組合活動を行っている組合員に対して、繰り返し「仕事が終わったらすぐ帰れ」「休みで出てくるな」等の罵声を浴びせている行為は、パワハラ・不当労働行為と捉えかねません。このような発言を繰り返す管理者に対し、厳正な対応を求めました。

会社のパソコンで勤務時間中に社友会の活動のメールを行っているのは認められるのか議論し、会社のパソコンは業務に関して使うもの、勤務時間中に業務外のことはよくない。そのようなことがあれば注意していくことを確認しました。

今後も大宮地本は、職場のたたかいを積み上げ、団体交渉で事象を具体的に指摘して会社の回答を引き出し、不当労働行為撲滅に向けて前進します！

不当労働行為の撲滅に向けてたたかいを仲間と共につくり出そう！  
組合員の強化を基礎に、職場からの闘争を推進し、組合の組織強化・拡大に繋げよう！



このようなことがあったら、JR東労組へ相談してください！  
安心して働ける職場を創ろう！